

令和3年度
大分市まちづくり自治基本条例の
見直し等に関する提言

令和3年11月25日

大分市まちづくり自治基本条例検討委員会

目次

1	はじめに	．．．．．	1
2	検証にあたっての視点と進め方	．．．．．	2
3	検証の結果		
	(1) 条例改正の必要性について	．．．．．	3
	(2) 条例の運用について	．．．．．	3
4	大分市まちづくり自治基本条例検討委員会の概要	．．．．	6
	(1) 開催状況		
	(2) 委員名簿		
	(3) 大分市まちづくり自治基本条例検討委員会設置要綱		

1 はじめに

「大分市まちづくり自治基本条例」は、自治の基本理念及び基本原則を明らかにするとともに、市民、議会及び市長等の役割、行政運営の方法、市民の参画その他まちづくりの基本となる事項を定めた条例として、平成24年4月1日に施行されました。大分市では本条例を「最高規範」と位置づけ、まちづくりに関する各種取組が推進されています。

本条例の附則において、「5年を超えない期間ごとに、市民の意見を聴いた上で、この条例の規定について検討を加え、その結果に基づいて見直し等の必要な措置を講ずる」と規定されていることから、今回は平成28年度に検討が行われ、「条例そのものの修正は不要」との結論に至ったところです。

このたび、この前回の見直しから5年が経過することから、条例の見直しに関し広く市民の意見を聴くため、学識経験者や各種団体の代表者、一般公募の市民等を委員とする「大分市まちづくり自治基本条例検討委員会」が令和3年7月29日に設置されました。

見直しに当たっては、本条例に基づく大分市の取組に係る成果・課題・今後の方向性や大分市民意識調査の結果等を検証し、条例修正の必要性や運用面について、計4回にわたり議論を行い、この結果を提言としてとりまとめました。

大分市におかれましては、今回の提言の趣旨をご理解いただき、大分市のまちづくりの基本理念である「市民の幸せな暮らしの実現を目指すための市民主体によるまちづくり」をより一層進めるため、各種政策に取り組んでいただけますようお願いいたします。

令和3年11月25日
大分市まちづくり自治基本条例検討委員会
委員長 渡邊 博子

2 検証にあたっての視点と進め方

検証にあたっては、副市長・教育長・上下水道事業管理者・各部局長からなる大分市まちづくり自治基本条例庁内検討委員会で決定された条例の条文ごとの各種取組に係る成果・課題・今後の方向性について、以下の視点1に基づき検証を行いました。

視点1

- 条例の規定は妥当な内容か。
 - 制定当初のねらい、推進状況や現在の社会状況等と照らし合わせて、不備な点はないか。
- 条例の規定に、あいまいな点や難しい点はないか。
 - 解釈が分かれるような表現はないか、市民から見てわかりにくい表現はないか。
- 条例の規定を修正（追加・改正・削除）する必要があるか。
 - 修正する場合は、修正にあたっての考え方と修正内容を整理する。
 - 修正しない場合は、その考え方を整理する。
- 新たな規定を設ける必要があるか。
 - 既存の条文以外に、新たに加えるべき規定はないか。

その後、上記の検証の結果や意見を、以下の視点2に基づき、提言としてとりまとめました。

視点2

- 条文修正の必要性はあるか。
- 各条文に沿った取組が適切に行われているか。
- 条例の推進に向けての自由意見

3 検証の結果

(1) 条例改正の必要性について

前述の視点に基づき条例の検証を行った結果、本委員会では、「現在のところ、大分市の自治の基本理念等を再考するほどの社会情勢の変化はなく、条文を見直す必要はない」との結論に至りました。

しかし、大分市の自治の最高規範として、この条例の趣旨を最大限に尊重するための改善点について様々な意見がありました。今後、これらの点に留意し、条文に基づく各種取組を進めていただきますようお願いいたします。

(2) 条例の運用について

○ 基本原則（第4条関係）について

まちづくりの活動は自治会が行っていることが多く、条例の基本原則である「市民総参加の原則」「協働の原則」が十分に浸透していないように感じます。条例の趣旨を踏まえ、全ての市民がまちづくりへ積極的に参画しやすい環境を作っていく必要があります。

○ 市民の権利（第5条関係）について

条例ではあえて将来の自治の担い手である「子ども」の権利を謳っていることから、子どもの年齢に応じたまちづくりへの参画を促すための具体的な手法について検討を進めていく必要があります。

○ 市民の責務（第6条関係）について

第6条第1項「まちづくりへ積極的に参画し、又は自らまちづくりに取り組むよう努めること」について、「積極的に」という記載があるが、まちづくりへの参画については色々な考えを持った人がいる中で、参画が「強制的」と捉えられないか懸念されます。現在、価値観の多様化が進んでいることから、色々な価値観を持った人たちがいるということを念頭に条例の運用を行う必要があります。

○ 市長の基本的役割と責務（第9条関係）、職員の責務（第10条関係）について

各職員に対し、条例に関する理解の深化や条例の理念の普及を図るためのより具体的かつ効果的な方法について検証し、取組を進める必要があります。その方法として、例えば、若手職員等にターゲットを絞った重点的な研修や、座学ではなくワークショップ形式の研修等が考えられます。

○ 総合計画について（第11条関係）について

大分市のまちづくりにあたっては、総合計画に掲げる各施策を着実に実行するとともに、総合計画と関連づけたSDGsの目標を踏まえ、持続可能な社会の実現を図っていく必要があると考えます。

○ 財政運営（第12条関係）について

令和3年10月公表の「財政収支の中期見通し」では、新型コロナウイルス感染症による社会経済活動の縮小や投資的経費の増加等により、厳しい財政運営を強いられる状況が予想されていますが、今後も行政改革など財政健全化に向けた取組や国・県へ適切な財政措置を求めることで、通常時はもとより、新型コロナウイルス感染症等の有事の際でも、引き続き必要な事業を行うことができるよう適切な財政運営に努める必要があります。

○ 危機管理体制の整備等（第20条関係）について

第20条「常に災害等の緊急の事態に備え」について、条例を策定した時には想定できなかったであろう新型コロナウイルス感染症のような事態は今後も起こりえると考えられます。感染症は条文中の「等」に含まれると解釈できますが、市民生活への多大な影響を鑑みれば、逐条解説に新型コロナウイルス感染症等が含まれる旨を記載する等、市民がより分かりやすい手法を検討する必要があります。

○ 市民参画（第22条関係）、協働の推進（第23条関係）、地域コミュニティ（第29条関係）について

大分市の人口規模を踏まえれば、大分市民意識調査の結果、市民の約半分が条例を知っているという結果になったことはすばらしいと思います。しかし、若者の認知度が特に低いという状況を考えれば、若者をターゲットにしたSNSなどの新たな広報や、覚えやすく馴染みやすいネーミングやサブタイトルを付ける等といった手法について検討する必要があります。特に広報の際には、「本条例に基づき市民がまちづくりに対してどのようなことができるのか」、「具体的な取組の周知」という2点を通じて条例の理念を浸透させていく必要があると考えます。

また、条例の周知も重要ですが、実際にまちづくりに参加し関わってもらうことも非常に重要であり、周知と参加の2つの側面で条例の理念の実現を図っていく必要があります。そのため、市民がまちづくりへの参加に向けた1歩を踏み出すには、どのような形で背中を押してあげればいいのか、その手段・方法について検討する必要があります。

○ 市民提案（第24条関係）、市民意見の聴取（第25条関係）について

第24条、第25条を具現化するための取組である「あなたのアイデア提案」や「パブリックコメント」等について、まだまだ事業・制度の周知が不足しているように感じます。市民に対する分かりやすい事業・制度解説に努めるとともに、周知の際は、本条例に基づいて行っているということも併せて伝えていく必要があります。

○ 都市内分権（第28条関係）について

地域住民を代表する組織であるまちづくり協議会の増加は、都市内分権を実現する上で非常に重要であることから、地域内の団体や住民に対し今まで以上に分かりやすく丁寧に周知・説明をしていくことで団体の増加につなげることが重要です。

また、地域活動への参加が乏しい若い世代の参加を促すため、幅広い世代を意識した周知・説明を行うことも重要であると考えます。

○ 連携及び協力（第30条関係）について

大分市は様々な関係機関等と連携・協力を行っていますが、その取組や成果の周知がまだ充分ではないと考えられます。周知に当たっては色々な手法が考えられますが、市報が最も効果があると思われれます。そのため、市報そのもののPR方法についても検討する必要があります。

○ 多様な文化の尊重等（第31条関係）について

時代が変化していく中で、守るべき人権の幅が大きく広がっていることから、これまで以上に視野を広げ啓発活動を行っていく必要があります。

○ その他

大分市が行っている様々な支援を、市民に分かりやすい形で見える化することで周知を図っていく必要があります。

大分市のまちづくりのために、たくさんの方が様々な取組に参加していることを知らない市民が多いと思います。条例の周知に当たっては、こうした点も併せて市民に伝えていく必要があると考えます。

重要な政策等の立案や本条例の規定に関する検討を行う場合は、様々な機会を通じて市民から意見聴取することで、本条例の基本原則である「市民総参加の原則」等の実現を図ることが重要だと考えます。

4 大分市まちづくり自治基本条例検討委員会の概要

(1) 開催状況

① 委嘱状交付式及び第1回委員会

日時：令和3年7月29日（木）14：30～

場所：本庁舎8階 大会議室

議事：見直しに係る検討体制とスケジュールについて
大分市まちづくり自治基本条例について
市民意識調査の結果について
その他

② 第2回委員会

日時：令和3年8月31日（火）14：30～

場所：議会棟4階 全員協議会室

議事：成果・課題・今後の方向性を踏まえた各条の検討（前文～第4章）
その他

③ 第3回委員会

日時：令和3年9月28日（火）14：00～

場所：議会棟4階 全員協議会室

議事：第1回、第2回委員会議事要旨について
成果・課題・今後の方向性を踏まえた各条の検討（第5章～附則）
提言書（案）の構成について
その他

④ 第4回委員会

日時：令和3年11月1日（月）14：30～

場所：本庁舎8階 大会議室

議事：第3回委員会議事要旨について
提言書（案）について
市長への提言報告について
その他

(2) 委員名簿

	氏 名	所 属 等
委員長	渡邊 博子	大分大学経済学部 教授
副委員長	廣瀬 惇子	大分市民生委員児童委員連絡協議会副会長
	荒金 一義	大分市自治会連合会 会長
	有吉 さおり	大分市消防団女性分団 分団長
	葛西 満里子	緑の工房ななぐらす 理事長
	寺尾 康子	一般公募
	長崎 浩介	日本文理大学経営経済学部 准教授
	平本 泉	大分市PTA連合会 会長
	増田 真由美	大分市社会福祉協議会 常務理事
	三井 睦子	大分商工会議所 女性会 監事
	柳澤 和代	一般公募
	山崎 豊史	大分県建築士会 大分支部 副支部長
	二宮 博	大分市議会総務常任委員会委員長
	帆秋 誠悟	大分市議会総務常任委員会副委員長
	伊藤 英樹	大分市企画部長
	佐藤 善信	大分市市民部長
	斉藤 修造	大分市福祉保健部長

(3) 大分市まちづくり自治基本条例検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 大分市まちづくり自治基本条例（平成24年大分市条例第1号。以下「条例」という。）の見直しに関し、広く市民の意見を聴くため、大分市まちづくり自治基本条例検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、条例の見直しに関する事項について協議検討し、その結果を市長に提言するものとする。

(組織)

第3条 委員会は、委員20人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が参画依頼し、又は任命する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 市議会議員
- (3) 関係団体の代表者
- (4) 公募による市民
- (5) 市の職員
- (6) その他市長が必要と認める者

(参画依頼等の期間)

第4条 委員の参画依頼又は任命の期間は、参画依頼又は任命の日から令和4年3月31日までとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長1人を置き、委員の互選により選出する。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、これを開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

4 委員長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(報償金等)

第7条 委員（第3条第2項第2号及び第5号に規定する委員を除く。）及び前条第4項の規定により会議に出席した委員以外の者（市の職員を除く。）に対する報償金等は、予算の範囲内で、市長が決定し、これを支払うことができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、企画部企画課において処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和3年4月26日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、令和4年3月31日限り、その効力を失う。